

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	市営住宅総合管理システム 係数計算改修対応業務
発 注 課	都市局市街地整備部住宅課
選 定 事 業 者	富士通Japan株式会社 東日本公共ビジネス統括部（北海道）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができず、万一システムに不具合が出た際には業務に支障が出るにとどまらず、入居者にも多大な影響を及ぼすことに繋がりがねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境になければならない。 本システムは、平成9年度に当該業者の前身である富士通株式会社が開発し、その後の保守業務及び改修業務も同社が受託している。また、同社は生活保護情報に係るシステム等、他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を最小に抑えることができる。 仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施に係る期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号